



市からの連絡帳

税・年金など

市税、国民健康保険料(税)の休日納付相談窓口

時 4月12日(土)・13日(日)
午前9時～午後4時
場 市税・納税課(田無庁舎4階)
国民健康保険料(税)…保険年金課(田無庁舎2階)
内 市税、国民健康保険料(税)の納付および相談、納付書の再発行など
※窓口は田無庁舎のみ
◆納税課 田(☎042-460-9832)
◆保険年金課 田(☎042-460-9824)

国民年金保険料の納付

平成26年4月～平成27年3月の国民年金保険料は、月額1万5,250円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカード・インターネットなどを利用した納付や、便利でお得な口座振替もあります。保険料は、納付期限(翌月末日)までに納めましょう。
問 武蔵野年金事務所
(☎0422-56-1411)
◆保険年金課 田
(☎042-460-9825)

70～74歳の方の医療費の一部負担金の割合が変わります

70～74歳の方の医療費の一部負担金は、法律上2割となっていますが、特例措置でこれまで1割負担とされてきました。4月からこの特例措置が見直され、4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方は2割負担となります(現役並み所得の方は除く)。70歳を迎える誕生月の翌月(1日が誕生日の方はその月)の診療から2割負担になります。なお、昭和19年4月1日以前生まれの方で、すでに1割の国民健康保険高齢受給者証をお持ちの方は1割負担に据え置かれます。
◆保険年金課 田
(☎042-460-9821)

固定資産税の土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

この縦覧により、固定資産税(土地・家屋)の納税者が、所有する土地や家屋の評価が適正かどうか、ほかの土地や家屋の価格との比較を通じて確認できます。
時 4月1日(火)～6月2日(月)
午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)
場 資産税課(田無庁舎4階) ※保谷庁舎では縦覧帳簿をご覧になれません。
対 ① 市内の土地・家屋の固定資産税納税義務者 ② ①の同居の親族の方 ③ ①の委任を受けた方 ④ 納税管理人
持 納税者本人であることを確認できるもの(運転免許証など顔写真の入った身分証明書、または5月1日(休)に発送予定の納税通知書)
代理人の場合は委任状も必要
※固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合は、納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内に固定資産評価審査委員会に対して審査の申し出をすることができます。ただし、平成26年度は評価替えの年ではないため、審査の申し出ができる対象は、「価格が修正された場合」、「新たに価格が登録された土地・家屋」のみとなります。
※「固定資産名寄帳」については、閲覧方法は従来通りですが、縦覧期間中の手数料は無料となります。
◆平成22年度まで4月上旬に発送していた課税資産明細書は、平成23年度から納税通知書の中に課税明細書として併せて載せています。これは課税されている土地・家屋を示しており、課税されていない物件(道路など)については表示していません。
◆資産税課 田
(☎042-460-9829・9830)

代理人の場合は委任状も必要
※固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合は、納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内に固定資産評価審査委員会に対して審査の申し出をすることができます。ただし、平成26年度は評価替えの年ではないため、審査の申し出ができる対象は、「価格が修正された場合」、「新たに価格が登録された土地・家屋」のみとなります。
※「固定資産名寄帳」については、閲覧方法は従来通りですが、縦覧期間中の手数料は無料となります。
◆平成22年度まで4月上旬に発送していた課税資産明細書は、平成23年度から納税通知書の中に課税明細書として併せて載せています。これは課税されている土地・家屋を示しており、課税されていない物件(道路など)については表示していません。
◆資産税課 田
(☎042-460-9829・9830)

代理人の場合は委任状も必要
※固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合は、納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内に固定資産評価審査委員会に対して審査の申し出をすることができます。ただし、平成26年度は評価替えの年ではないため、審査の申し出ができる対象は、「価格が修正された場合」、「新たに価格が登録された土地・家屋」のみとなります。
※「固定資産名寄帳」については、閲覧方法は従来通りですが、縦覧期間中の手数料は無料となります。
◆平成22年度まで4月上旬に発送していた課税資産明細書は、平成23年度から納税通知書の中に課税明細書として併せて載せています。これは課税されている土地・家屋を示しており、課税されていない物件(道路など)については表示していません。
◆資産税課 田
(☎042-460-9829・9830)

福祉・子育て・教育

高齢者手技治療割引券の交付

65歳以上の方が高齢者指定治療院でマッサージ治療などを受ける際に、治療料金の一部を助成する割引券を発行します。
□交付期間 4月1日～平成27年3月31日
□枚数 割引券12枚を限度に交付
□助成内容 1人月1枚・1回の保険外治療料金から1,000円を割り引き

□申請 本人確認ができるもの(運転免許証・保険証など)を持参のうえ、高齢者支援課(田無庁舎1階・保谷保健福祉総合センター1階)または各出張所の窓口へ
※市内の治療院の方で、高齢者指定治療院への指定を希望される場合は、高齢者支援課までお問い合わせください。
◆高齢者支援課 保(☎042-438-4028)

手話通訳者を配置します

意思疎通に手話通訳を必要とする方の市役所利用の利便性向上を図るため、手話通訳者を配置する日を設けます。市役所でのお手続きなどの際には、ぜひご利用ください。
時 毎月第2水曜日午後1時～5時
※2月のみ、平成27年2月12日(休)
場 障害福祉課(保谷庁舎1階)
◆障害福祉課 保(☎042-438-4034)

児童扶養手当・特別児童扶養手当4月分から手当額が改定

ひとり親家庭などの方に支給されている児童扶養手当および中・重度の障害のあるお子さんを養育している方に支給されている特別児童扶養手当(いずれも国制度)の額が、4月分から0.3%引き下げになりました。

□改定後の額
◆児童扶養手当
全部支給月額4万1,020円、一部支給月額4万1,010円～9,680円(所得に応じて10円刻み)です。第2子の5,000円、第3子以降1人につき3,000円の加算額は変更ありません。
◆特別児童扶養手当
重度障害児月額4万9,900円、中度障害児月額3万3,230円
※支給要件に該当する方で、まだ申請されていない方は、子育て支援課(田無庁舎1階)で申請手続きをしてください。
◆子育て支援課 田(☎042-460-9840)

就学援助費の申請を受け付けます

教育費にお困りの家庭へ、学用品代など学校で掛かる費用の一部を援助します。前年度に引き続き援助を希望する方も再度申請をしてください。
□応募資格 次の要件をすべて満たす方
①保護者と児童生徒が市内に在住している

②公立小中学校に在学している
③平成25年の世帯の収入金額が生活保護法による基準額(家族構成により異なる)の1.5倍未満である

□助成対象 学用品・通学用品費、新入学学用品費、修学旅行・移動教室・校外活動費、給食費、卒業記念品費、副教材費、学校病(虫歯、中耳炎など)の治療費

◆申請受け付け
時 4月8日(火)～30日(水)午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)

場 教育企画課(保谷庁舎3階)

◆臨時受け付け
時 4月14日(月)～18日(金)午前8時30分～午後5時

場 田無庁舎1階

□必要書類
①就学援助費申請書(市内小中学校在学者…4月初旬に学校で全員に配布、市外小中学校在学者…受付窓口で配布)
②添付書類 (a) 給与収入のある方…平成25年分源泉徴収票 (b) 自営収入のある方…所得税の納税証明書、確定申告書控えなど (c) そのほか収入のある方…昨年得た収入が証明できるもの (d) アパートなどに居住の方…契約書など平成25年12月の家賃額が分かるもの
※(a)～(d)ともコピー提出可、郵送不可

◆教育企画課 保(☎042-438-4071)

くらし

下水道使用料に新消費税率を適用します

4月1日より施行された消費税率および地方消費税率の引き上げに伴い、下水道使用料を算定する際の税率については、6月分から8%を適用します。下水道使用料の料率の改定はありません。
問 東京都水道局多摩お客さまセンター(ナビダイヤル: ☎0570-091-101 または042-548-5110)
◆下水道課 保(☎042-438-4058)

地区計画等の決定図書の縦覧

練馬東村山線中町・東町周辺地区の地区計画ならびにこれに伴う用途地域、高度地区の変更について、決定の告示をしましたので縦覧します。
□縦覧場所 都市計画課(保谷庁舎5階)
◆都市計画課 保(☎042-438-4050)

春の全国交通安全運動 ◆道路管理課 保(☎042-438-4055)

スローガン やさしさが走るこの街 この道路

春の全国交通安全運動が4月6日(日)～15日(火)の10日間実施されます。これをきっかけに、市民一人一人が交通安全に関心を持ち、交通ルールの順守と正しい交通マナーを実践するほか、地域での道路環境の改善に向けた取り組みに参加するなど、皆さんの力で悲惨な交通事故を防いでいくことを目的としています。

- 運動の基本 子どもと高齢者の交通事故防止
□運動の重点
◇自転車の安全利用の推進(特に自転車安全利用五則の周知徹底)
◇すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
◇飲酒運転の根絶
◇二輪車の交通事故防止



二輪車の交通事故防止を目的に実施します。
時 4月13日(日)午前9時～正午(受付8時30分から)
場 田無自動車教習所(芝久保町4-4-4)
申 当日、バイクで直接会場へ
問 田無自動車教習所(☎042-461-7111)
◆道路管理課 保(☎042-438-4055)

自転車安全利用五則

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
②車道は左側を通行(右側通行は禁止)
③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
④安全ルールを守る
●飲酒運転・二人乗り・傘差し・並進の禁止 ●夜間はライトを点灯 ●交差点での信号順守と一時停止・安全確認 ●運転中の携帯電話・イヤホン・ヘッドホンの使用禁止
⑤子どもはヘルメットを着用

□自転車が歩道を通行できるのは?
●歩道通行可の標識がある場合
●運転者が13歳未満の子ども・70歳以上の高齢者・身体の不自由な方
●車道の交通状況からみてやむを得ない場合
※ただし、歩道は歩行者優先

～交通事故に遭わないために～ 反射材を付けましょう

反射材に車のライトなどが当たると、光を反射し大変目立ちます。反射材を身に付けて自分の存在を知らせることは、夕暮れ時から夜間の交通事故防止に効果的です。靴のかかとや、自転車のスポークに取り付けるものなど、いろいろな種類があり、ホームセンター・日用雑貨店などで扱っています。

4月10日は交通事故死ゼロを目指す日です。皆さん一人一人が交通ルールを順守し、正しいマナーを実践することで、交通事故の発生を防止していきましょう。